

証券金融税制の今後 ～ 2011 年度改正後の課題～

吉井 一洋

要 約

2011 年度税制改正大綱・法案では、上場株式等の 10% 税率の適用期限が 2 年延長されることとなったが、その代わりに、金融所得課税一体化に向けた損益通算の範囲拡大は見送られた。株式への投資を促進するためには、財政・ファイナンスの有識者の中では 10% 税率維持よりも、損益通算の範囲を拡大し税率を 20% に引き上げる方が有効であるとの意見が定説となっているが、このような考えは個人投資家には浸透していないと思われる。また主要国の現実の税制を見ても、株式は利子などに比べて表面的な税負担は軽減されてきた。金融所得課税一体化を目指す場合でも、法人段階・個人段階を通じたトータルの税負担について、利子との間でバランスを確保するためには、配当や株式譲渡益に対する二重課税について何らかの調整を図る必要がある。一体化に備えた納税システムの導入も図る必要がある。

日本版 I S A の導入は 2 年延長され、2014 年からとなる予定だが、昨今は非課税年金貯蓄である日本版 I R A が注目されている。国際課税では海外資産への対応や金融取引税などにも注目が必要である。最後に株式市場活性化策として株式相続税評価の軽減、自己株消却額損金算入を提案する。

目 次

- 1 章 2011 年度税制改正案
- 2 章 金融所得課税一体化の効果と 10% 税率
- 3 章 日本版 I S A と日本版 I R A
- 4 章 金融所得課税一体化に向けた納税システムの構築
- 5 章 国際課税における留意点
- 6 章 税制による株式市場活性化策

1章 2011年度税制改正案

1. 主要な改正項目

2011年度税制改正大綱（以下、大綱）および改正法案のうち証券・金融税制に関する部分の概要は下記のとおりである。政府税調の議論においては、金融庁の税制改正要望をベースに議論されたので、ここでは、金融庁の税制改正要望の主要な項目をベースに整理する。

- 上場株式等の10%税率の延長…2年延長
- 金融商品に係る損益通算範囲および損失繰越期間の拡大…先送り
- 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化等…実施（カバードワラントも対象）
- 日本版ISA（少額投資非課税制度）の利便性の向上・事務手続きの簡素化…日本版ISA導入を2年先送り
- イスラム金融に関する下記の税制措置…実施
 - ・非居住者等が支払いを受ける社債的受益権の収益の分配の非課税
 - ・特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、導管性要件（社債的受益権に係る国内募集50%超要件および同族会社要件等）の見直しを行うこと
 - ・金融機関等が支払いを受ける社債的受益権の収益の分配の源泉徴収免除
 - ・特定目的信託が発行する社債的受益権について、信託財産の買い戻しに係る登録免許税を非課税とすること
- 特定口座の利便性向上に向けた所要の措置…
 - 下記の上場株式等について、特定口座の預け入れ対象に追加する…実施
 - ・生命保険会社の相互会社の株式会社化に伴い取得した上場株式

- ・株式無償割当により取得した上場株式
- ・新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権
- ・特定口座内保管上場株式等である新株予約権の権利行使により取得した上場株式
- ・非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式
- ・相続、贈与または遺贈により、被相続人等の別の業者に開設された特定口座以外の口座（持株会等口座）から移管した上場株式等
- 証券貸借取引に関する所要の税制措置…実施
- 国際課税原則の見直し（「総合主義」から「帰属主義」への変更）…今後の検討課題

2. 10%税率と金融所得課税一体化または日本版ISA

1) 上場株式等の10%税率

2011年12月31日で適用期限が到来する上場株式等（公募株式投資信託を含む）の配当（分配金）・譲渡所得等の10%税率（所得税7%、個人住民税3%）の適用期限は2年延長される。

大綱では、「公平性や金融商品間の中立性の観点から、20%本則税率とすべき」としつつも、「景気回復に万全を期すため」2年延長し、14年1月1日から20%（所得税15%、個人住民税5%）とすべきとしている。この引き上げについては「経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施することとしている。」

2) 日本版ISA

少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）については、改正法案では、上場株式等の10%税率の適用期限の2年延長に伴い、14年1月1日から

の導入としている。こちらも2年先送りしている。これについても大綱では、「経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施する」こととしている。

大綱および改正法案では、さらに、日本版ISAに受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加することとしている。

(イ) 非課税口座を開設されている金融商品取引業

者等が行う募集により取得した上場株式等
 (ロ) 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの
 (ハ) 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得する上場株式等

図表1 金融庁税制改正要望と2011年度税制改正大綱・法案、政府税調案、民主党案比較

項目	2011年度税制改正大綱・法案	政府税調の財務省・総務省案			民主党税制改正PT提言
		(0次査定後)	(1次査定後)	(2次査定+12月7日政府税調)	
上場株式等の配当・譲渡益の10%税率	2年間延長 → 2014年から20%	D (延長は認められない) → 2012年から20%	— (主要項目として検討) ※ (財務省提案では、2012年から20%)	損益通算制度導入を前提に、本則税率(20%)化を検討すべきである(システム開発期間を考慮)	
株式投資信託の定義(実質公社債運用)	現状維持		事実上ほとんど公社債で運用されている投資信託(定義上は株式投資)に対する10%税率適用は問題である。(注1)	—	
住民税率(金融所得全般)	現状維持		将来的に10%へ引き上げも?(注2) 合計20%(所得税10%、個人住民税10%)? 合計25%(所得税15%、個人住民税10%)?	—	
大口株主の配当(総合課税)	対象者の拡大を提案(保有割合5%以上 → 保有割合3%以上を提案)		対象者の拡大を提案(注1) ・現行は発行済み株式等の5%以上保有 ・これを1%以上保有または3%以上保有に拡大するよう提案	対象者の拡大を提案(保有割合5%以上 → 保有割合3%以上を提案)	
日本版ISA		◇2012年から導入 ◇利便性の向上、事務手続きの簡素化はA(認める)	導入時期協議継続(2012年から導入を提案)	◇10%税率が継続される場合には導入時期を見直すべきである ◇大幅に拡充	
金融所得損益通算の範囲拡大、課税一体繰越控除期間の延長化関連	先送り(法制化せず) 2014年に上場株式等の税率が20%となることを踏まえて検討	◇E(要望内容や要望の前提となる前提となる制度等が未確定のもの)	— (主要項目として検討)	◇損益通算の範囲拡大と10%税率廃止の時期を合わせる方向 ◇上場デリバティブは対象(商品デリバティブを含む)	
店頭デリバティブ取引の20%申告分離課税化	実施(2012年から)	◇E(要望内容や要望の前提となる前提となる制度等が未確定のもの)	— (主要項目として検討)	—	
イスラム金融関連(イスラム債) ①非居住者等の源泉徴収免除 ②導管性要件の見直し ③金融機関等の源泉徴収免除 ④信託財産戻しの登録免許税非課税	全て実施	◇3項目(①~③)についてC(要望の抜本的な見直しが必要) ◇1項目(④)についてD(認められない)	◇3項目(①~③)についてP(判断を保留)	継続協議	
特定口座の利便性向上(対象株式等の拡大)	実施	◇3項目についてA(認める) ◇3項目についてD(認められない)	◇5項目についてA(認める) ◇1項目(相互会社の株式会社化による取得株式)はD(認められない)	A(認める)	
証券貸借取引(現金担保利子等の源泉徴収免除)	実施	C(要望の抜本的な見直しが必要) 認められない	A(認める)	A(認める)	
国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)	必要な法整備に向けて具体的な検討	G(2012年度以降の検討課題)		国内法を「総合主義」から「帰属主義」に見直す一方、適正な課税を確保するため、必要な法整備の検討を進めるべきである	

(注1) 政府税制調査会資料「個人所得課税(金融証券課税)」(平成22年11月30日)
 (注2) 政府税制調査会資料「個人所得課税(個人住民税<金融証券課税>【資料】)」(平成22年11月11日)
 (出所) 各種資料に基づき大和総研制度調査課作成

3) 大口株主の配当課税強化

上場株式等の配当であっても、発行済み株式数等の5%以上を保有する個人の大口株主の場合は、20%の源泉徴収の上、総合課税¹⁾になる。総合課税なので、配当控除の適用は受けられるが、申告分離課税の適用を受けられないので、株式等の譲渡損益との損益通算はできない。

改正法案では、この「大口株主」の定義について、発行済み株式数等の3%以上に引き下げることとしている。この改正は、2011年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用することとしている。3月決算で9月の中間配当を実施している会社の場合は、11年9月の中間配当から適用されることになる。

大綱では「現行の会社法における少数株主権の制度との整合性及び所得再分配機能の回復の観点から、事業参加的側面が強いことを勘案して総合課税の対象としている大口株主等が支払を受ける上場株式等に係る配当等の要件について、発行済み株式等の総数等に占める保有割合を、現行の5%から3%に引き下げ」としている。しかし、少数株主権について、昨今、改正が行われていない点を考えると、10%税率の延長阻止のために税務当局側から提案された内容が、10%税率の2年延長に伴い、そのまま大綱に残ってしまったように思われる。

なお、政府税調での議論の途中で、事実上ほとんど公社債で運用されている投資信託（税法の定義上は株式投信²⁾）の運用益が実質的には利子と変わりがなくともかかわらず、10%税率の適用を受けているとの指摘が財務省からなされ、公社

債投資信託と同様に20%税率を適用すべきとの考えが示された。

4) 損益通算・繰越控除の範囲の拡大の先送り

(1) 改正法案の内容

金融商品に係る損益通算範囲拡大は、金融所得課税一体化に向けて不可欠であるが、今回の改正法案では先送りされている。上場株式等やデリバティブ取引に認められている損失の3年間繰越期間の延長についても、今回の改正法案には盛り込まれていない。

(2) 公社債税制の見直し案

損益通算の範囲拡大については、金融庁から以下が要望されていた。

- ①債券の利子・譲渡所得を申告分離課税化（利子の源泉徴収は維持）
- ②債券の利子については申告不要制度を措置する（利子の源泉徴収は維持）。
- ③利払い日の所有者の属性で源泉徴収の有無を判定する。
 - ・経過利子は8掛けでなく100%授受
 - ・個人は経過利子を税相当額も含め取得費に算入（したがって、将来の譲渡時に控除）
- ④一般事業法人が受け取る利子への源泉税は、所有期間分だけでなく、全額法人税額から控除できるようにする。
- ⑤債券の利子・譲渡所得について損益通算を認める。
- ⑥債券の償還差損益については譲渡所得とみなす。

1) ただし、1回に支払いを受けるべき金額が10万円×計算期間（月）/12以下である場合は申告不要の選択可能。

2) 「公社債投資信託以外の証券投資信託」として定義（租税特別措置法第37条の10第2項第5号）。「公社債投資信託」は「証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないもの」（所得税法第2条第1項第15号）

⑦割引債の発行時源泉徴収を廃止する。

⑧債券の利子・譲渡所得について特定口座で取り扱えるようにする。

→ 損益通算後の年間の所得に対して源泉徴収

⑨デフォルト債の損失は譲渡損失とみなす。

上記の要望に対して、政府税調の議論の途中段階で、財務省・総務省は、特定公社債（国債、地方債、公募社債など、一般の個人投資家の投資対象となる債券）と公募公社債投資信託については、上記①から⑤、および⑧を認める案を示していた。ただし、特定公社債以外の公社債や私募公社債投資信託は、利子については20%源泉分離、譲渡益・償還益は20%申告分離課税とし、他の金融所得との損益通算や繰越控除は認めないこととしていた。

割引債についても、⑥、および⑦の発行時源泉徴収廃止を認め、償還時の償還差益に課税（20%申告分離課税）する案を示した。ただし個人や普通法人以外の法人の場合は、償還時に20%の税率で源泉徴収することとした。個人の源泉徴収付の特定口座の場合は、源泉徴収の対象となる償還差益の算出が可能だが、一般口座の場合は、源泉徴収義務者が正確な償還差益を算出することはできない。そこで、償還年限ごとに、国債の年限別平均利回りを用いて算出した発行時の割引現在価値に基づき「みなし割引率」を設定し、償還金額にみなし割引率の20%をかけた金額を源泉徴収することとした。一方、普通法人の場合は源泉徴収を免除することとした。

上記により、源泉税（または源泉税相当額）が徴収される課税玉と徴収されない非課税玉との区分はなくなり、マーケットが分断しているという問題点は解決する。一部のものを除き、株式との

損益通算も可能となる。

ただし、⑥のうち、利付債の償還差損益の損益通算・20%申告分離課税化や、⑨のデフォルト時の損失の控除を認める旨は明記されていなかった。

（3）10%税率期限延長と損益通算先送り

上場株式等の10%税率の適用期限が2年間延長されることとなった代わりに、損益通算の範囲拡大は見送られた。大綱では、14年に「上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」することとしている。

上場株式等の10%税率を20%税率に引き上げるための前提の一つとして、金融所得課税の一体化により金融商品間での幅広い損益通算を認め、リスクを負った投資を行いやすくする必要がある。金融庁側は、10%税率適用の論拠の一つとして、この一体化による損益通算の範囲拡大のため、証券会社・金融機関のシステム対応に2～3年の期間を要することを挙げていた。

一体化という方向性だけ決定されても、その課税方法の詳細（特定口座による対応を含む）が法律および政省令等により明確化されない限り、営利企業である証券会社や金融機関がシステム投資の決定を行うことは困難である。金融庁は、今回の法改正で、一体化の枠組みの詳細を法律等により制度化し、システム投資が可能な状態にした上で、システム対応を2～3年程度で完了させ、その際に、経済環境が好転していれば、上場株式等の税率を10%から20%に引き上げるというシナリオを想定していたものと思われる。民主党の税制改正プロジェクトチーム（以下、税制改正PT）の提案でも同様のシナリオを想定したもようである。

一方、財務省・総務省側は、10%税率は11年末で廃止し、12年から税率を20%に引き上げ、損益通算の範囲拡大は、その後、可能となった時点で実施するという順序で考えていたものと思われる。

すなわち、金融庁や民主党の税制改正PTは、日本版ISAだけでなく、損益通算の範囲の拡大も、10%税率の引き上げとセットとして捉え、同時に実施することを想定していたが、財務省・総務省側は、10%税率の引き上げを先行して実施することを想定していた、という点に相違があったように思われる。

結局、大綱では、公社債も含め、損益通算の範囲拡大については、今回は法制化せず、今後の検討に委ねることとして、先送りしている。改正法案でも関連する改正は盛り込まれていない。

仮に今回の税制改正で、一体化に向けた法制化を手当てしておけば、証券界側は10%税率の適用期限が来る13年末をにらんで、一体化に向け

たシステム対応を開始することができた。次に10%税率の取り扱いが議論の対象となるとすれば、時期的には2013年度税制改正ということになる。当該議論が行われているであろう12年秋の段階で、一体化に向けた準備がかなり進捗していれば、10%税率の適用期限のさらなる延長は、主張しづらくなるのではないかと思われる。しかし、今回の先送りにより、2013年度の税制改正の段階で、同じような議論が繰り返される可能性が高いのではないかと予想される。

2章 金融所得課税一体化の効果と10%税率

1. 実効税率

金融所得内での損益通算の範囲拡大は、金融所得課税一体化の中核をなす。大和総研が10年に行った試算（図表2）では、100万円を投資し5

図表2 損益通算の有無を考慮した株式投資の実効税率シミュレーション

	法定税率	5年後の期待リターン (税引後・万円)	収益率 (税引後・年率)	実効税率
ケース①	20%	110.3213	1.98%	41.66%
ケース②	20%	114.2514	2.70%	20.60%
ケース③	10%	114.1261	2.68%	21.26%
非課税の場合		118.2012	3.40%	—

【前提】

- 100万円を用い、5年間株式投資を行った。各年の年初に株式を購入し、年末に全額株式を売却した。各年末の税引後の残高で、翌年の年初に株式を購入することを5年間繰り返した。
- 税制については、下記を想定した。
 - ケース①： 配当・譲渡益に対する法定税率を20%とした上で、配当と譲渡損の間で損益通算が可能とし、損失の繰越控除も行える。
 - ケース②： 法定税率を20%としているが、譲渡損は全額年内の所得と損益通算できる（実質的に譲渡損に対する税相当額が還付される）。
 - ケース③： 損益通算・繰越控除についてはケース①と同様で、法定税率を10%とした、2010年現在の税制とほぼ同じものである。
- いずれのケースでも法人段階の課税は考慮せず、個人段階の課税のみを分析する。
- 各年の株式投資の譲渡損益率、および配当利回り（年初株価に対する年間配当金額の割合）については、日本証券経済研究所「株式投資収益率2008年」における1979年～2008年までの30年間の月次データをもとに、以下のように設定した。
 - 【譲渡損益率】 平均：2.31%（年率）、 σ ：18.40%（年率）の正規分布に従う。
 - 【配当利回り】 1.08%（年率）
- 以上の前提の下に行ったモンテカルロ・シミュレーションによって求められた各ケースの5年後の期待リターンおよび実効税率を算出した。

(出所) 「株式投資の実効税率の現状とあるべき姿」(2010.11.2. 大和総研制度調査課、是枝俊悟)

年間株式を運用した場合の実効税率は、ケース③の現行の税制では、21.26%と法定税率の2倍強となる。これは、現行税制では、利益が出たときにはそのまま課税されるのに対し、損失が出たときの通算による税負担の軽減が制限されることによる。法定税率を20%に引き上げた場合、ケース②のように損益通算を制限なしに認めれば、法定税率を20%とした場合の実効税率は20.6%となり、ケース③の現行税制と同程度になる。したがって、税率を10%から20%に引き上げた場合、現行制度と同程度の実効税率を維持するためには、金融所得内の損益通算の範囲を制限せず、極力幅広く認め、さらに繰越控除も制限なく認める必要がある。

なお、投資してから5年間保有を継続したと仮定した場合、途中の年に評価損益が発生するリスクは反映されないこととなるため、試算にあたっては、毎年発生した損益が税制上どのような取り扱いをされたかを反映できるように、毎年末にいったん譲渡し、翌年初に再度投資することと仮定している。

2. 投資促進効果

財政やファイナンスの有識者の間では、非課税よりも課税対象とした上で損益通算した方が、リスク資産への投資を促進するという考えが定説となっている。この説によれば、損益通算の範囲が上場株式等の配当と譲渡損益間に限定した上で10%の税率を適用している現行制度よりも、金融所得内で損益通算をした上で、20%の税率を適用した方が、株式への投資を促進することになる。

損益通算の範囲を拡大し、損失の控除を幅広く認めた場合、そのロスの分だけ、税負担は軽減され、国がリスクの一部を負担することになり、投資の促進効果が期待できる。

他方、税率を10%から20%に引き上げた場合、損益の分布幅は縮小する。仮に利益は最大で100、損失も最大で▲100発生するというケースで考えると、10%税率の場合、利益と損失は90～▲90の間で分散するのに対し、20%税率の場合は80～▲80と分散の幅は小さくなり、

図表3 損益通算を完全に行い、税率を20%に引き上げる場合の効果

リスク削減・・・収益の分散が縮小	
税引後（税率10%）	利益90、損失90
税引後（税率20%）	利益80、損失80
リスク資産のウエイト増加	
目標利益5%	非リスク資産の期待収益率2%（税引前）
	リスク資産の期待収益率10%（税引前）
・非リスク資産の税率20%、リスク資産の税率10%の場合	
⇒税引後の期待収益率は非リスク資産1.6%、リスク資産9%	
⇒目標利益5%達成のため非リスク資産54%、リスク資産46%に投資	
・非リスク資産の税率20%、リスク資産の税率20%の場合	
⇒税引後の期待収益率は非リスク資産1.6%、リスク資産8%	
⇒目標利益5%達成のため非リスク資産47%、リスク資産53%に投資	

(出所)大和総研制度調査課作成

計算上のリスクが小さくなる。また、税引き後の利益が少なくなる結果、期待収益がより高いリスク資産に資金を分配しないと、目標とする利益が達成できない。例えば、目標利益を5%と設定した場合に、税引き前の期待収益率が非リスク資産は2%、リスク資産（株式）は10%であったとする。税率がそれぞれ20%と10%だった場合は、5%の目標を達成するためにはリスク資産の比率は46%でよかった。しかし、税率を引き上げることによって、リスク資産の税引き後の期待収益率は下がるため、同じ目標5%を達成するためにはリスク資産の比率を53%に引き上げないといけない。

ただ、わが国の個人投資家が、目標利益を設定した運用というのを実際に行っているかという点、かなり怪しいのではないと思われる。若干古いですが、大和総研が日本FP協会の協力を得てC F P（Certified Financial Planner）対象に06年8月に行ったアンケート調査では、損益通算よりも10%の税率のほうがいいという回答が60%を占め、08年7月のアンケートでは53%が10%税率の存続を望んでいた（配当・譲渡益いずれか10%税率適用という回答を合わせると84%）。

最近では、10年6月の証券投資に関する意識調査で、損益通算の範囲の拡大が必要か否かについて「わからない」という回答が47.1%（必要は33.7%、不必要は13.8%）、10%税率廃止で悪影響が出るという回答が、配当で49.6%、譲渡益で48.7%であった。このような回答を見ると、財政やファイナンスの有識者と一般の個人投資家の認識の間には、かなりずれがあるものと思われる。

10%税率によって投資促進効果があったかという点を見ると、10%税率導入直前の02年末と金融危機直前の07年第2Q末までの間では、個人金融資産に占める株式や株式投資信託の比率は増加していた。所得階層別では、中堅所得層の株式投資が増加しているとの調査もある。また、諸外国を見ると、利子への課税と比較して、配当や株式譲渡益への課税を優遇してきた国が多い。米国や英国は、利子に対しては通常の累進税率を適用しているのに対して、株式は税率を軽減している。英国は10年に高所得者層を対象に株式等の資産の譲渡益の税率を18%から28%に引き上げたが、それでも利子に適用される通常の累進税率（40%、50%）よりは低い。ドイツは、08年の

図表4 個人金融資産に占める株式の比率

	2007年末	2009年末
ドイツ	8.1%	3.9%
米国	19.0%	17.0% (注)
英国	4.7%	3.7%
フランス	4.9%	3.3%

(注) 米国は2010年3月末

(出所) 各種統計に基づき、大和総研制度調査課作成

図表5 個人金融資産に占める投資信託の比率

	2007年末	2009年末
ドイツ (注1)	12.0%	11.9%
米国	10.8%	11.1% (注2)
英国	4.1%	2.5%
フランス	8.7%	7.2%

(注1) 投資信託は2007年から2009年にかけて買い越しが継続。その背景と考えられるのが、投資信託を利用した個人積立年金（通称 リースター年金）。この積立年金は2000年の年金改革で導入され、運用手段は投信のほか、保険や銀行預金もある。2007年12月末は192万件、投資残高20億ユーロだったが、2010年3月末では268万件、56億ユーロ、さらに2010年9月末で275万件、65億円と順調に増加している

(注2) 米国は2010年3月末

(出所) 各種統計に基づき、大和総研制度調査課作成

税制改革前は、配当は2分の1課税、1年超の株式譲渡益は非課税としていた。

なお、ドイツは、09年から利子、配当、株式譲渡益とも26.375%の分離課税を適用しており、最近になって金融所得課税の一体化を実現した国として注目されているが、他の主要先進国と比較して07年末から09年末にかけて、個人金融資産に占める株式の比率が半分未満と大幅に低下している。もっとも、ドイツの場合、株式譲渡損の他の金融所得との通算を認めていない点は留意する必要がある。

以上を踏まえると、理論上は10%税率より20%の税率による金融所得課税一体化の方が、株式への投資促進に有効であるとしても、現実のマーケットでもそうであるとまでは言えない。一体化には、表面税率上は金融所得間に差がなく、簡素で分かりやすいというメリットもある。しかし、投資促進効果は、最も重要なメリットであり、今後、当該効果について、個人投資家に対する理論、実証研究の両面での説明が必要ではないかと思われる。

3. デフォルト損の取り扱い

政府税調の議論の過程で示された財務省・総務省の公社債税制見直し案では、債券のデフォルト債の損失を損益通算の対象とする旨は明記されなかった。現行制度において、例えば、株式の場合、発行会社が破綻して生じたロスの控除は、原則としては認められていない。上場株式等が上場廃止となった後も、特定管理口座を通じて証券保管振替機構で管理されている場合に限り控除を認めている。しかし、個人投資家にとって、金利や価格などの市場リスクだけでなく、投資先が破綻する信用リスクも重要なリスクである。リスクを負った投資を促進するためには、取得価額の証明を条件に、株式や債券のデフォルト損の損益通算を認めていくべきである。同様の性格を持つ預金のペイオフ損失も損益通算の対象とすべきであろう。

4. 株式の二重課税調整

1) 調整の必要性

一体化のメリットとして、金融所得間の表面税

図表6 利子・配当・譲渡益（内部留保）の法人段階・個人段階を通じた税負担

	利子	配当（注）		内部留保（注）	
	100	100		100	
法人課税 35%	0 (損金算入)	▲35 (100×35%)		▲35 (100×35%)	
所得課税 20%、10%	▲20 (100×20%)	▲13 (65×20%)	▲6.5 (65×10%)	▲13 (譲渡益課税) (65×20%)	▲6.5 (譲渡益課税) (65×10%)
トータルの税率	20%	48%	41.5%	48%	41.5%
手取り	80	52	58.5	52	58.5

（注）所得課税については税率20%の場合と10%の場合を示した

（出所）大和総研制度調査課作成

率に差がない点を述べた。しかし、株式の配当の場合、発行法人の段階で課税が行われた後の利益を配当するため、法人段階と個人の株主段階で法人課税と所得課税の二重課税が生じている。配当の二重課税に関しては、現在は総合課税を選択した場合のみ税額控除（配当控除）による調整が行われている。申告不要や申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はない。しかし、二重課税は分離課税の場合でも生じている。

さらに、配当のみならず、株式譲渡益についても、発行法人段階で課税後の所得が内部留保され、その分株価が上昇すると考えれば、二重課税が生じている。

これに対して利子の場合は、発行法人において損金に算入されるため、個人の保有者の段階でのみ課税される。

株式の配当や譲渡益と利子の税率に同じ20%の税率を適用するだけでは、発行法人・個人の段階を通じたトータルの税負担は、株式の方が、二重課税がある分、重くなる。2011年度税制改正では、法人税率の減税が盛り込まれているが、減税後の法人・個人を通じた株式の税率は図表6の

とおりになる。発行法人・個人を通じた実質的な税負担のバランスをとるためには、株式に対する二重課税の調整措置が必要である。

2) 調整方法

金融所得課税の一体化においては、配当や譲渡損益は他の所得と損益通算を行うことが前提であるため、個人の段階で調整するよりは、法人の段階で調整する方が対応しやすい。

(1) 法人税減税

法人段階での調整でもっともプリミティブな方法は、法人税減税である。この方法では、配当のみならず譲渡益の二重課税も調整できる。また株式投資信託の中の株式の配当・譲渡益についても自動的に二重課税が調整される。しかし、二重課税の完全な調整のためには法人実効税率を0%にしないとイケない。0%は無理でも、例えば25%程度まで引き下げられれば、株式の税率を20%に引き上げた場合でも不均衡はかなり調整される（図表7）。しかし、国税である法人税の税率を、2011年度税制改正で5%引き下げた上

図表7 利子・配当・譲渡益（内部留保）の法人段階・個人段階を通じた税負担
（法人実効税率を25%とした場合）

	利子	配当	内部留保
	100	100	100
法人課税 25%	0 (損金算入)	▲25 (100×25%)	▲25 (100×25%)
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲15 (75×20%)	▲15 (譲渡益課税) (75×20%)
トータルの税率	20%	40%	40%
手取り	80	60	60

(出所) 大和総研制度調査課作成

で、さらに引き下げるのはなかなか難しい。今後は、地方の法人二税（法人住民税、法人事業税）の軽減が中心となるものと思われる。

現在の法人事業税のうち、付加価値割は、付加価値への課税という点で地方消費税に類似する。

また、地方法人二税は企業業績に左右され不安定であり、地域間の格差も大きい。これに対して、地方消費税は安定的で地域間格差も小さい。地方法人二税の軽減方法としては、これらを地方消費税に置き換えることが考えられる。地方法人二税を完全に置き換えれば、法人実効税率は、さらに10%程度下がり、25.5%と中国や韓国並みになる。ただ、消費税については、社会保障目的税化、あるいはそこまではいなくても社会保障関連支出の財源として期待されており、地方自治体も置き換えではなく、現在の税収への上乗せを望んでいるものと思われる。地方法人二税の完全な置き換えのためには、地方消費税を2%強から4%弱引き上げる必要がある。消費税の税率が10%程度にとどまるのであれば、完全な置き換えは難し

いであろう。法人事業税の一部は、現在、地域間の格差調整のため、消費税を含む抜本税制改革までの暫定措置として、地方法人特別税（国税）として徴収され、地方法人特別譲与税として各都道府県に譲与されている。この地方法人特別税・地方法人特別譲与税を地方消費税（1%程度）に置き換えれば、法人実効税率は33%程度まで下がる。まずは、そこからスタートし、その後、消費税率の引き上げに応じて徐々に地方法人二税を地方消費税に置き換えていくことが考えられる。

（2）支払配当の損金算入・配当軽減

法人段階の調整方法としては、発行法人の支払配当を損金算入する方法も考えられる。この方法では、配当について、他の金融所得との損益通算を維持しながら、二重課税を完全に調整することができる。ただし、この方法では株式譲渡益に対する二重課税は調整できない³⁾。同方式は、既に特別目的会社や特定目的信託などで導入されている。同方式で最も懸念されるのは税収減であるが、

3) ノルウェーは法人税課税後の留保所得を個人の株主の取得価額に保有株分加算する方法（RISK方式）で譲渡益の二重課税を調整していたが、現在はこの方法を採用していない。

この方式を導入した場合、法人の受取配当の益金不算入制度や個人の配当控除は廃止される。法人段階の減税分個人の配当が増加し、それに対する税収も増える。これらを合わせると、税収減は消費税率1%程度の税収でカバーできるものと思われる。ただし、個人の株式投資が少ない現状で、株式投資家のために消費税1%分の税収を回すことへの世論の理解を得るのは難しい面があると思われる。また、企業が増配すれば税収は減る。

支払配当の全額を損金算入することが困難であれば、法人の所得のうち配当に回す分の税率を軽減する配当軽減という方法も考えられる。例えば、留保分の法人実効税率は35.5%として、配当分については、25%の税率を適用するという方法が考えられる。この方法は、配当の一部を損金算入するのと等しい。したがって、配当に関する完全な二重課税調整はできないが、税収減は少なくすむ。法人の受取配当益金不算入をどの程度縮小するかにもよるが、単純に考えれば、税収減は支払配当の全額損金算入の3割弱(28.6% = 10/35)ですむ。

(3) ACE方式・ACC方式

ACE (Allowance for Corporate Equity) 方式(株式控除方式)は、現在の支払利子の損金算入に加え、株式の機会コストを損金算入することで、課税上、負債と株式の取り扱いの均一化を目指す方式である。株式の機会コストとしては、実際導入しているベルギーの例によれば、安全利子率である国債の利率が用いられている。この方法によれば、配当や株式譲渡益についても、安全利子率分については二重課税を調整することができる。しかし、本来であれば、資本調達コスト分を控除すべきであるように思われる。安全利子率を超え

る超過利潤部分については二重課税は残ることになる。なお、仮に機会費用を自己資本(資本金+資本剰余金+利益剰余金-自己株式+新株予約権)×新発国債利回り(10年)で算出した場合は金利が低いこともあってか、ほとんど税収減にはならない。

ACE方式では、株式で調達した資本に適用される利子率は、負債の支払利子の利子率とは一致しておらず、アンバランスが生じる。そこで、負債についても、株式と同様の利子率を適用した額を控除する方式もある(ACC方式)。

(4) CBIT方式・利子損金不算入方式

CBIT (Comprehensive Business Income Tax) 方式では、資金調達方法が負債か株式かで有利不利が生じないように、法人段階で利子を損金不算入とする。さらに、法人税率を所得税率にそろえて、個人の段階では、利子、配当、留保所得分の譲渡益などを非課税にして二重課税を調整する。このように個人段階で非課税だと、金融所得間の損益通算はできない。非課税というのは世論の理解を得にくいと思われるため、実際には、金融所得に低率の課税を行うことになるのではないと思われる。その場合、低率課税される部分について、利子も含めて二重課税が発生することになる。

この方式の鍵である利子の損金不算入については経済界の反対が予想される。ドイツでも、配当の2分の1を課税対象とする二重課税の調整措置を廃止する一方で、利子の損金不算入を導入したが、ネットの支払利子についてEBITDA(利息・減価償却控除前の税引き前利益)の30%まで損金算入可能であり、さらに300万ユーロまでは制限なしに損金算入可能としており、限定的な範囲にとどまっている。

(5) 2分の1課税方式（個人段階の調整）

現行の配当（税額）控除は個人段階での二重課税調整方法である。金融所得課税一体化を前提とした場合、配当から他の金融取引の損失が控除されることを考えると、この方式を引き続き採用した場合、非常に複雑な調整が必要になるものと思われる。実際に、株式の譲渡損との通算が認められる申告分離課税を採用した配当には現在でも適用されていない。

欧州で長らく採用されていたインピュテーション方式は、国内企業が国内株主に支払う場合のみを対象とするため、外国株主への配当や外国企業からの配当には適用されず、欧州裁判所にEC協定違反とされた。加えて計算が複雑なこともあり、欧州でも廃止の方向にある。

個人段階での計算が簡素で、金融所得課税一体化に対応できる方式としては、例えば、株式の配当や譲渡益の税率を20%にした上で、2分の1を課税対象とする方式が考えられる。この方式であれば、税率をそろえることで、一体化に対応できる。特定口座での損益計算もさほど複雑化することはないものと思われる。この場合、譲渡損の控除も全額ではなく2分の1としなければ、課税と控除のバランスがとれなくなる。ちなみに、現行制度は、上場株式等の譲渡損は、10%税率の適用対象であるにもかかわらず、税率20%の非上場株式の譲渡益から全額控除を認めている。ただし、この方法に対しては、ロスの控除は制限されるものの、現行の10%税率とほとんど変わらないのではという批判が予想される。

そこで、二重課税の状態がより明確な配当だけ2分の1課税とする方法も考えられる。ただし、

この方法では、配当と譲渡損を通算する際に、配当を2分の1とする前に控除するのか、2分の1にした後で控除するのかという問題が生じる。現在の総合課税における譲渡所得（2分の1課税となる長期譲渡所得と短期譲渡所得）の通算方法からすると前者の方法になるが、前者の方法によれば、特定口座での損益通算の順番を指定しなければならず、計算は多少複雑化することになる。さらに、株式投資信託の分配金をどのように取り扱うのかという問題も生じる。株式の組み入れ比率で調整するのは実務上煩雑かつ困難であり、株式の配当と同様に2分の1課税として取り扱うことが望まれる。

以上の問題はあるものの、2分の1課税方式の場合は、現行制度と比較した場合に、税収減は生じないというメリットもある。

3章 日本版ISAと日本版IRA

1. 日本版IRAとは

いわゆる日本版ISAの導入は、前述のとおり、10%税率の適用期限の延長に合わせて、14年まで先送りされた。一方で、昨今、日本版IRA（個人型年金非課税制度）という制度の提案も注目されている。日本版IRAは、有識者・業界関係者等の私的な研究会である金融税制研究会（現在は金融税制・番号制度研究会）が提案した制度である⁴。米国にはIRA（個人退職勘定）という個人退職年金制度がある。このIRAは、年間一定金額までの拠出について非課税で運用する制度だが、拠出時非課税（所得控除）、運用時非課税、引き出し時には課税されるタイプのもので、Roth

4) 金融税制研究会「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案」（2009年10月）

<http://www.japantax.jp/teigen/file/teigen091001.pdf>

森信茂樹編著「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案」（金融財政事情研究会 2010年8月刊行）

IRA という拠出時は課税（所得控除なし）、運用時非課税、引き出し時非課税のタイプのものがある。

日本版 IRA はこの Roth IRA をモデルにしている。投資による所得については、支出税論を論拠に非課税とすべきとの主張がある。勤労所得として課税された後の収入を投資に回し、その運用で得た利益に課税をするのは、生涯所得で考えた場合は二重課税であり、当該運用益は非課税とすべきという考えである。日本版 IRA はこの考え方に基づく非課税を、年金貯蓄において実現する制度である。引き出し時に非課税なので、受給する際に確定申告をする必要はない。

研究会の案では、20 歳以上 65 歳未満の者を対象とし、専用の非課税口座に拠出する方法を想定している。個人単位で資産を管理するため、ポータビリティは確保されている。年間拠出限度額は、若年時のみならず、ある程度の年齢に達し収入が増えてから追加で拠出できるよう年間 120 万円までと高めに設定している。未使用の限度額の繰り越しも可能とする。拠出方法としては、毎月積み立てる方法と任意の時期にまとめて拠出する方法の両方を採用できる。5 年以上の管理・運用を行ったうえで 60 歳以後定期にわたって引き出しを行う。この要件に違反した場合は、医療費や介護関連の支出などやむを得ない場合を除き、払い出し日以前 5 年以内に生じた運用益に遡及して課税する。

一定期間の拠出ができない 60 歳以上の対象者には、拠出枠を拡大し一時拠出を認めることも念頭においている。

日本版 ISA は、年間ごとの口座設定で同じ年に 1 口座しか開設できないが、日本版 IRA は専用の非課税口座を複数の金融機関に設けることを

想定している。そのため、口座を名寄せして限度額を管理するシステムが必要となる。

2. 日本版 ISA と日本版 IRA の相違

日本版 IRA は日本版 ISA と名称や年間拠出額をベースに管理する点では類似しているが、その目的は全く異なる。

日本版 ISA は、株式の 10% 税率を廃止する際の激変緩和措置として、少額の株式投資を非課税とするものである。

これに対して、日本版 IRA は、現行の公的年金・企業年金を補完するための個人単位の年金非課税であり、性格は確定拠出年金や財形年金貯蓄に近い。そのため、運用対象は、上場株式や公募株式投資信託に限定しておらず、預金も含めた幅広い金融商品を対象としている。

さらに、国民共通の個人年金制度を整備することで、いわゆる 3 階部分の年金制を整理・統合する際の受け皿となることも目指している。例えば、現在確定拠出年金に加入できない民間サラリーマンの配偶者なども加入できる。将来的には、現行の確定拠出年金や財形年金貯蓄を同制度に統合することも考えられる。

日本版 ISA は、3 年間時限措置である。制度が恒久化されるならともかく、時限措置のためにシステムを構築し、10 年の非課税期間も合わせ 12 年間という長期間にわたって管理しなければならないというのは、管理する証券会社等にとって、コスト・ベネフィットの観点からは望ましくない。これに対して、日本版 IRA は、幅広い金融商品を対象とした恒久的な制度を想定している。非課税の専用口座についても、現在の確定拠出年金のようにマスタートラストでの管理を活用すれば、証券会社等は口座管理等を行う必要はな

くなるかもしれない。今後、日本版 I R A への関心が高まっていくに従い、日本版 I S A ではなく日本版 I R A を導入すべきとの意見が高まっていく可能性がある。ただし、日本版 I R A を導入するに当たっては、現在の確定拠出年金制度が、当初想定していたほど普及していない理由の分析を踏まえた制度設計にする必要があるだろう。

4章 金融所得課税一体化に向けた納税システムの構築

1. 金融所得確認システム

金融所得課税一体化を想定した場合、それに対応する納税システムの構築が必要となる。

個人投資家の利便性を考えれば、特定口座（ここでは源泉徴収付のものを想定）の対象を上場株式、公募株式投資信託から、一体化の対象となる金融商品全般に拡大していくことが考えられる。

ただし、特定口座内で自動的に損益通算できるのは同じ特定口座内の取引のみであり、異なる業者の特定口座間での損益通算を行うためには、確定申告を行う必要がある。例えば、証券会社の特定口座では、預貯金の利子は取り扱えない。一方、銀行の特定口座は株式を取り扱えない。これらの損益を通算する場合には、確定申告が必要となる（図表 8）。

金融コングロマリットなど、同一グループ内に証券会社と銀行がある場合は、同一顧客のそれぞれの特定口座を一カ所に集約し、確定申告なしに損益通算することも可能である（図表 9）。しかし、独立系の証券会社や地域金融機関などの場合は、そのような対応は難しいであろう（図表 10）。

あるいは、新規発行された株式や社債、特徴の

ある投資信託などを購入するために、通常取引を行っている業者と異なる引受証券会社や販売業者に特定口座を開設することはあり得る。そのような場合に、各業者に設定した特定口座間の損益通算を行うためには、確定申告を行う必要がある。

このような事態は、簡素な納税を可能にするという特定口座の趣旨を損なうものであるし、税務当局にとっても急増する申告事務への対応による負担は重いと思われる。

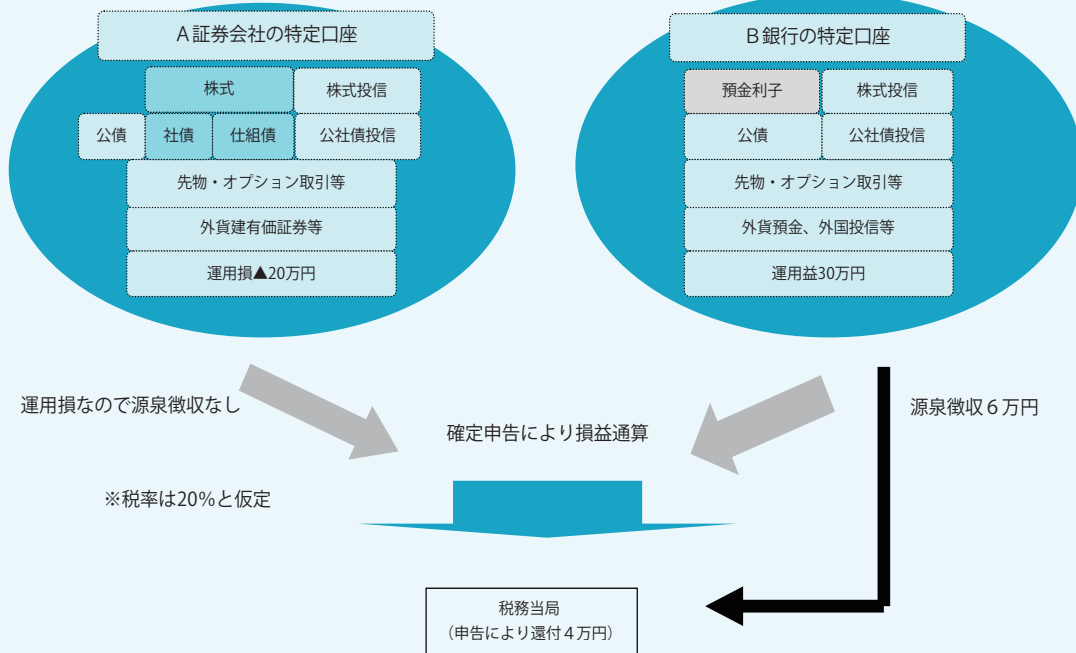
そこで、前述した金融税制研究会（金融税制・番号制度研究会）では、上記の問題に対応するために、複数の特定口座を有する個人投資家の年間取引報告書を名寄せして、特定口座間の損益通算を自動的に行い、納税・還付・繰り越しを行う金融所得確認システムの導入を提案している⁵。その概要は図表 11 のとおりである。

還付・繰り越しまでを自動的に行うためには、金融所得全体を他の所得と完全に分離する必要がある。現行制度では、源泉徴収付特定口座での取引による金融所得、源泉分離課税が適用されている利子、申告不要を選択した配当、以外の金融所得は合計所得金額に含まれる。また、他の所得から控除しきれなかった所得控除の残りを金融所得（申告したもの）から控除することもできる。これらの取り扱いを廃止し、金融所得を完全分離課税とし、独立した所得計算・納税を行うようにする必要がある。

特定口座間の名寄せは、納税者番号を用いることで効率的に行うことができる。納税者番号制度については、現在、11 年秋の法案提出を目指し、内閣官房に設置された研究会などで検討中である。同制度の導入に当たっては、納税者の利便性

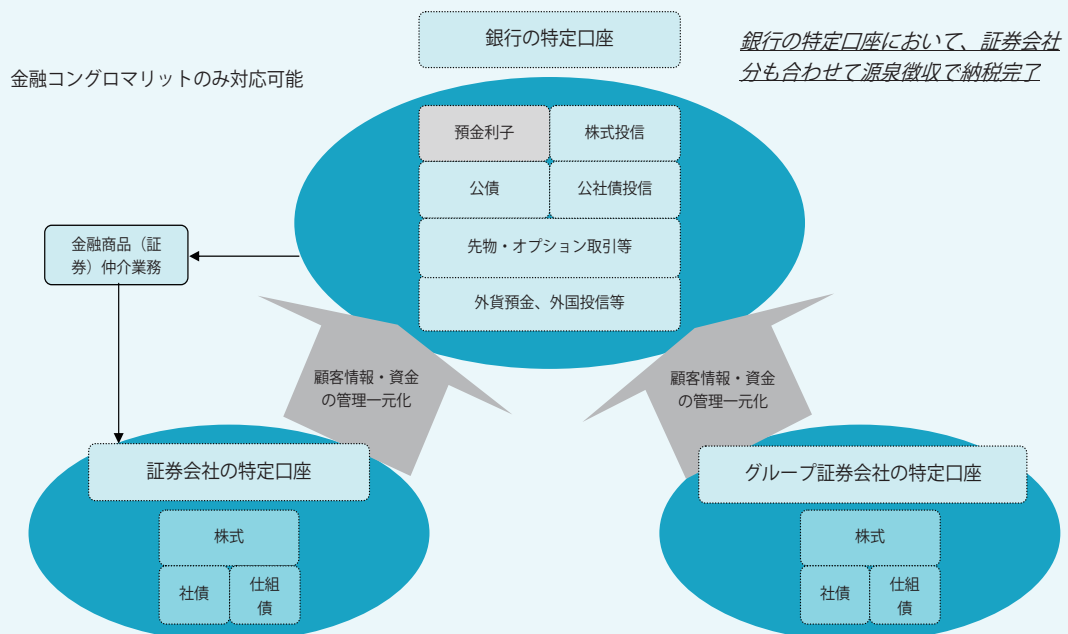
5) 前出 4) 参照

図表8 現行制度における特定口座間の損益通算



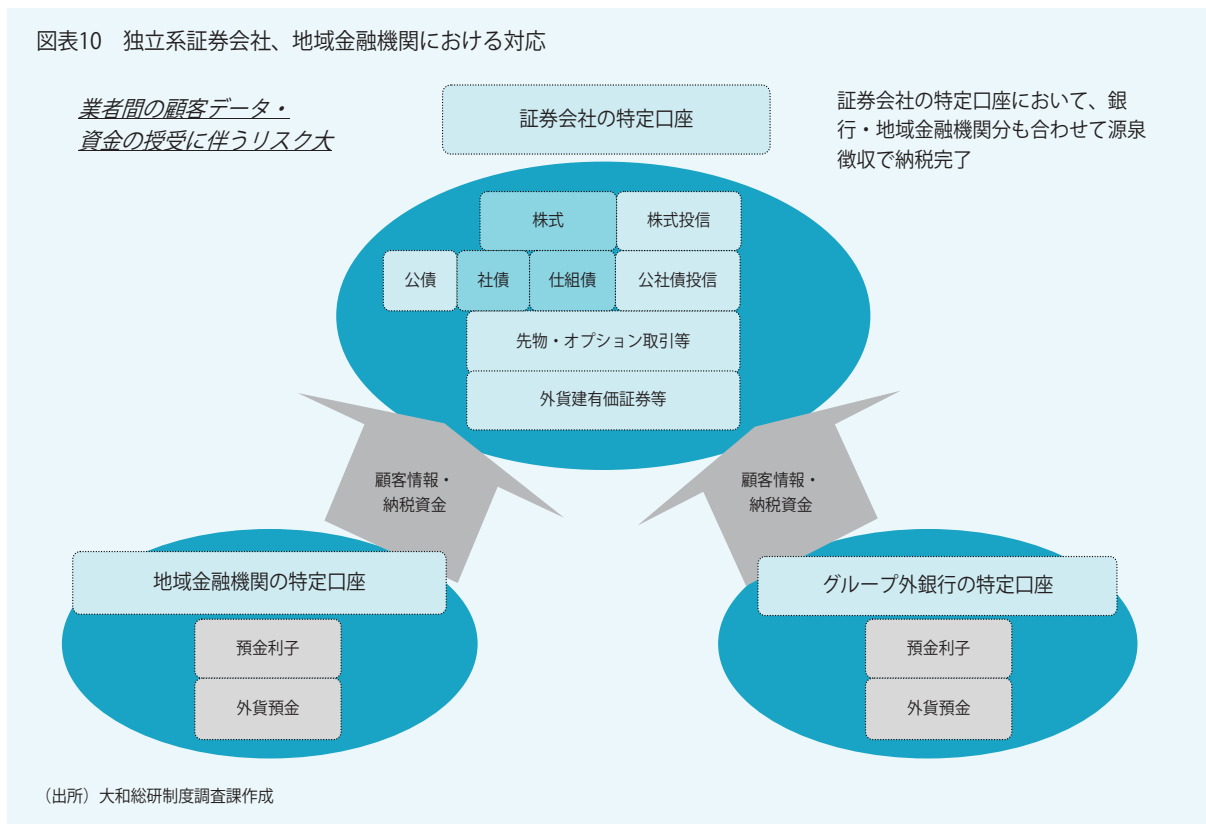
(出所) 大和総研制度調査課作成

図表9 金融コングロマリットにおける対応



(出所) 大和総研制度調査課作成

図表10 独立系証券会社、地域金融機関における対応



向上も考慮に入れる必要がある。金融所得確認システムの導入は納税者の利便性向上に資するものと思われる。

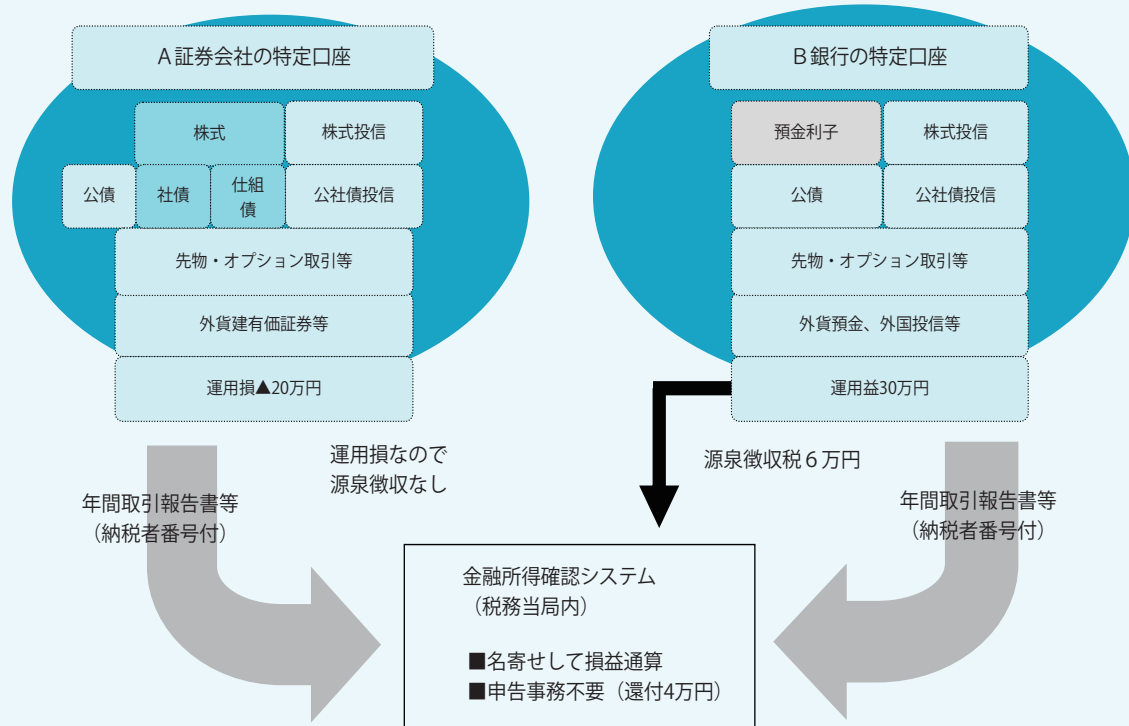
金融所得確認システムの導入時期は、金融所得課税一体化の導入と合わせるのがベストである。しかし、いつから一体化が導入されるかは、現在は分からない。仮に上場株式等の10%税率が20%に引き上げられる時期に合わせて一体化が実施されるとすれば、14年からとなる。ただし、その段階では納税者番号制度は導入されていない。特定口座を納税者番号で名寄せすることを考えれば、同制度の導入が予定されている15年からということも考えられよう。

2. 記入済み申告制度と総合課税論

納税者の利便性の向上を考えた場合、記入済み申告制度の導入も考えられる。これは、納税者の雇用主から提出された源泉徴収票や金融機関等の第三者から提出された年間取引報告書・支払調書等に基づいて、税務当局が納税者の所得金額や控除金額、税額を申告書に事前に記入したうえで納税者に提示し、納税者が記入内容を確認することで、申告が終了する仕組みであり、北欧やオランダなどをはじめいくつかの国で導入されている。もっとも、このような制度を導入するためには、各種の控除を整理するなど、税制の簡素化を同時に実施していく必要がある。

一部において、記入済み申告制度の導入により

図表11 金融所得確認システム概略図



- (1) 顧客は、証券会社・金融機関の源泉徴収口座開設時に（あるいは既存の口座について）納税者番号を通知。本人確認も実施（ICカードまたはID・パスワード等による対応も可能に）。申請を受けた業者は、口座情報と納税者番号を金融所得確認システム（税務当局に設置を想定）に登録する。
 - (2) 顧客は、上記（1）の口座で証券その他の金融商品を購入
 - (3) 証券会社・金融機関は、年末に、1年間に発生した金融所得の情報（年間取引報告書）を源泉徴収口座ごとに納税者番号を付して、金融所得確認システムに送付する。
 - ・預金利子については源泉徴収口座を経由せずとも、金融機関から利子所得に関する情報（支払調書）に納税者番号を付して金融
 - (4) 金融所得確認システムでは、納税者番号を基に、金融所得の情報を個人別に集約し、合算する。損失が利益を上回っている場合は、還付可能額が算出される。
 - (5) 顧客は、金融所得確認システムにアクセスし、（4）で算出された損益通算結果および還付可能額を自分で確認する※。
 - (6) 内容に間違いがあれば、顧客は自分で修正を行う※。
 - (7) 顧客が還付を選択した場合は、当局側で確認後、指定した口座に還付金が振り込まれる。
- ※本人確認が必要（ICカードまたはID・パスワード等による対応が中心）

（出所）大和総研制度調査課作成

金融所得の総合課税が可能となるとの主張が展開されている。この点には、注意が必要である。

納税者番号導入に伴い、金融所得の年間取引報告書や支払調書が拡充され番号が付され、確定申

告書などとの名寄せが容易になれば、記入済み申告制度が導入されようがされまいが所得の捕捉は容易になり、総合課税を行おうと思えば行える状態になる。しかし、金融所得を総合課税とするか

否かは、取引や所得の捕捉が可能か否かだけで決定すべきものではない。

現在の政権政党の中には、当面は金融所得課税一体化を目指し、最終的には総合課税を目指すという考え方が根強くあるようだが、そもそも総合課税は金融所得課税一体化の延長線上にあるものではない。金融所得課税一体化においては、各種の所得を同様に取り扱うことが原則である。しかし、総合課税の場合は、金融所得を、計算方法が異なる各種所得に分類しなければならないし、その結果、金融所得間の損益通算も一体化の場合よりも制限されると思われる。また、リスクを負った投資を総合課税の下でも推進するのであれば、累進税率を適用する一方で、金融商品のロスや、給与等の勤労所得から控除できるようにしなければならない。その結果、課税ベースがかえって侵食されることも考えられる。かといってロスの控除を制限すれば単なる課税強化にとどまり、投資の促進効果は期待できない。

さらに、主要国や日本の周囲のアジア諸国において、金融所得の純然たる総合課税を実施している国はないことも考慮すべきである。

金融所得の税率を勤労所得より軽減する理由としては、金融取引の足の速さが挙げられる。しかし、わが国に居住する限り、どこで所得が発生しよう、どこに所得が移転しよう、わが国の税制が適用される。ただし、そのためには、海外での取引がもれなく捕捉される必要がある。また、グローバル化が進み、わが国を含めて共有言語として英語が普及していく中で、わが国の個人投資家が税率の低い周辺のアジア諸国等に移住することも、容易になっていく。しかも、資産や取引の海外への移転を活用した税逃れや海外への移住は、富裕層の方が容易に行い得ることに留

意する必要がある。

5章 国際課税における留意点

1. 海外資産の把握

近年、個人富裕層による租税回避への関心が高まっている。09年5月にはOECDが「個人富裕層とタックス・コンプライアンス」という報告書をまとめている。米国でも、富裕層による海外での租税回避行為を防止し、公正な税負担を負わせることで税収を確保することを目的に、10年3月に外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act of 2009 <以下「FATCA=ファトカ」>) が成立した。

同法により、13年1月1日以後に米国から行われる外国金融機関や非金融機関への支払いについては、下記の対応をしない場合に30%の源泉税が課されることになる。

- ・外国金融機関：米国人や米国法人が保有する口座情報の報告等に関する契約を米国のIRSと締結し、米国民口座の有無の確認を行い、米国民口座に関する一定の情報をIRSに年1回報告することに同意する必要がある。
- ・外国の非金融機関：米国（法）人所有者の情報を提供する。

対象となる支払いには、米国源泉の利子・配当等のほか、利子・配当を生み出す資産の売却・処分に伴うグロス金額も含まれる。同法は、主として海外金融機関にコンプライアンスを徹底させることにより、米国人富裕層に適切な申告を行わせることを目指している。わが国の証券会社・金融機関も、現在、このFATCAへの対応に追われているところである。

他方で、わが国でも、政府税調が10年11月

にまとめた「国際課税に関する論点整理」では、現行の国外送金等の調書の提出に加えて、「国外資産に関する報告制度や、租税回避のリスクに対応した取引報告制度といった資料情報収集の手続を整備するなど、様々な制度を講ずることが考えられる」としている。さらに、大綱でも「国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備に向け、適切な課税・徴収の確保の観点から、具体的な方策について引き続き検討」している。

さらに、収集した資料情報に納税者番号を付けることも考えられる。

2. 金融取引税

上述した「国際課税に関する論点整理」では、投機抑制を目的とし比較的高率で外国為替取引課税するトービン税、外国為替相場が平常時には低率で課税し安定的な税収を確保し、変動幅が大きくなった際には、高率で課税して投機を抑制するトービン・シュパーン税、主に開発資金調達を目的として、外国為替取引に対し低率で課税する通貨取引開発税などが紹介されている。さらに、通貨取引開発税の中の一つとしてグローバル通貨取引税（A centrally collected global multi-currency transaction tax）が紹介されている。これは、フランス政府主導で組織された「開発資金のための連帯税に関するリーディング・グループ」（08年9月に日本も加盟）が、専門家を集めて設置した「開発のための国際金融取引に関するハイレベル・タスクフォース」が、10年7月に提唱したものである。外国為替取引の決済額の0.005%を、C L S（多通貨同時決済）銀行が徴収するという内容である。

論点整理では、これらの税制に対しては、世界

規模で導入しなければ租税回避が行われ効果的でない、国家間の合意は困難と思われる、効果に疑問がある等の指摘があること、通貨取引開発税については、比較的低率で課税を行うため経済取引にゆがみを生じさせないという意見がある一方で、例えば、円⇒ドル⇒韓国ウォンといった為替取引は複数回課税されることになるなど経済取引にゆがみをもたらす可能性も指摘されている旨などが述べられている。

海外では、欧州委員会が、金融機関の利益と支払給与に課税するF A T（金融活動税）、通貨、株式、債券、デリバティブ等、幅広い金融取引に対して課税するF T T（金融取引税）を提案している。F A Tについては、利益と報酬の合計額に、例えば5%の税率を適用するなどの方法が例示されている。F T Tでは、金融市場における個々の取引主体の取引に対して通常は低率（例えば0.1%）で課税する。欧州委員会はF A Tの導入により大きな可能性を見いだしているもようである。

大綱では、通貨取引税について「フランスやベルギーにおいて、他の全てのE U加盟国での実施等を前提として導入することとされて」おり、今後、論点整理も参考に、真摯に検討を行うこととしている。

したがって、今後の欧州の動向に十分注意を払っていく必要がある。

6章 税制による株式市場活性化策

最後に、税制における株式市場の活性化策として、2つの案を挙げる。

1. 長期保有株式の相続税評価の軽減

証券界の税制改正要望では、毎年、株式の相続

税評価額について時価の7割程度への引き下げを要望してきた。わが国の個人の資産では不動産の占める割合が高い。個人は既にリスク資産として不動産に投資しているので、株式等他のリスク資産にはなかなか投資しないという指摘もある。

不動産への投資が多い理由としては、住宅ローン減税などの住宅取得促進策も大きい。土地の相続税評価額が低いということも挙げられよう。土地の相続税評価額は、地価公示価格の8割をめぐりとされており、地価公示価格も、現実の取引価格よりは低い。さらに、小規模宅地の場合は大幅な相続税評価の軽減が認められている。

土地の相続税評価額が低い理由としては、金融商品のような明確な時価があるわけではなく、換金するまでに時間がかかり、その間に価値が下がることもあり得ることから固めの評価をしていることが挙げられる。

したがって、市場で取引される上場株式に同様の評価を適用するのは難しいと思われる。ただし、相続・贈与後の長期保有を義務付けるなど、換金性に制限を設ければ、それに伴う評価減もあり得るのではないと思われる。一つの案として、次のような仕組みが考えられる。

■相続人・受贈者（子）の長期保有（例えば5年）を条件に、上場株式や株式投資信託の相続時・贈与時の評価額を、通常の評価額の7割程度まで減額する。

■保有期間には被相続人・贈与者（親または祖父母）の保有期間を加算することができる。

この仕組みにより、下記の効果が期待される。

◇相続、贈与税を軽減することで上場株式等の長期保有を促す。

◇相続税だけでなく、生前贈与における贈与税も軽減することで、高齢者から若年層への財

産の移転を促進する。

2. 自己株式消却額の損金算入

わが国の株式市場においては、今後、次のような売却圧力が生じる可能性がある。

- ・金融商品の新しい国際会計基準（IFRS9号）の導入：IFRS9号では、時価評価による評価差額を企業が「その他の包括利益」に計上するよう指定した株式（持ち合い株式や政策投資株式が想定されている）については売却益の損益への計上を認めない。わが国でも、金融商品会計の見直しが進められており、同様の措置を導入するかどうかが検討されている。日本基準の見直しやIFRSのわが国への導入により、同様の処理が導入されれば、企業の株式保有への投資家の目線は一層厳しくなり、売却圧力が高まる。
- ・持ち合い株式や政策投資株式に関する開示制度の導入に伴い、投資家からのこれらの株式への売却圧力が高まる。
- ・銀行や保険会社における自己資本比率規制の厳格化（バーゼルⅡにおける株式の内部格付け手法におけるリスク・ウェイトを100%とする経過措置の適用期限も14年6月に到来）そこで、株式持ち合い解消を促進するとともにその受け皿として、企業がお互いの保有株式を交換して自己株式を取得した後、取得した自己株式を速やかに消却した場合に、臨時措置として消却額の損金算入を認める。

これにより、持ち合い株式の自己株式取得・消却による持ち合い解消が促進され、ガバナンスの向上、経営効率、投資家の信頼向上といった効果、さらには、株価上昇が期待できる。そのためには、次のような仕組みが考えられる。

■持ち合い株式を、株主総会の特別決議を経ずに交換するため、ToSTNeT-3を通じて相手企業の株式を売却し、相手企業が手放した株式を、ToSTNeT-3を通じて取得する（あるいは特別な立法を行う）

■交換価値はその時の時価で交換する。すなわち、相手企業の株式を時価で譲渡し、自己株式は時価で同額取得する。

■例えば、A社が簿価10億円のB社株式を20億円で売却し、20億円相当のA社株式を取得し、全額を消却したとする。この場合、B社株式の譲渡益が10億円発生する。A社株式の消却額20億円を損金算入した場合、譲渡益と相殺すると、10億円損金算入されることになる。すなわち、保有していた相手企業株式の簿価分が損金算入されることになる。

■持ち合い株式の推計は、20兆円程度（時価ベース）である。仮に、この時価が簿価とほぼ等しいとした場合、法人実効税率35%とすると7兆円の税収減となる。単年度で吸収することは困難なので、譲渡益と相殺後の金額（上記例では10億円部分）について、例えば10年間（当年度および繰越控除期間に合わせる）、均等に消却していくこととする。

ドイツでは02年に、持ち合い解消を促進するため、企業の株式売却益を非課税とする措置を実施した。わが国においても、持ち合い解消という構造的な改革の一層の促進のためには、このような思い切った措置も検討に値すると思われる。

【参考文献】

- ・「平成23年度税制改正大綱」政府税制調査会、2010年12月16日
- ・政府税制調査会資料「個人所得課税（金融証券税制）」2010年11月30日
- ・政府税制調査会資料「個人所得課税（個人住民税＜金融証券税制＞[資料]）」2010年11月11日
- ・政府税制調査会資料「個人所得課税（所得税）」2010年12月7日
- ・政府税制調査会資料「個人所得課税（個人住民税[資料]）」2010年12月7日
- ・「平成23年度税制改正要望項目」金融庁、2010年8月30日
- ・「金融税制研究会論点整理」金融庁、2010年7月29日
- ・「金融税制調査会議事要旨」金融庁（2010年7月30日、8月4日、8月10日）
- ・政府税制調査会資料「証券の軽減税率の延長要望に関する説明資料」金融庁、2010年11月30日
- ・「マリーズ・レビュー研究会報告書」財団法人企業活力研究所、2010年6月
- ・金融税制研究会（現「金融税制・番号制度研究会」）「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案」（2009年10月）
- ・森信茂樹編著「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案」金融財政事情研究会、2010年8月
- ・The Foreign Account Tax Compliance Act (2010.3.18)
- ・生田ひろみ、前田幸作「米国税制改正『外国口座税務コンプライアンス法』」金融財政事情、2010.7.19
- ・「国際課税に関する論点整理」政府税制調査会 専門家委員会、2010年11月9日
- ・是枝俊悟「欧米の金融機関課税の検討・実施状況」大和総研 Legal and Tax Report、2010年10月26日

[著者]

吉井 一洋（よしい かずひろ）



資本市場調査部 制度調査課
主任研究員
担当は、証券・金融制度全般